

事業報告書				
医療法人整理番号		一般0008		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1)	名称	社会医療法人財団白十字会	
		分類①	財団	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	社会医療法人	
		分類③		
	(2)	事務所の所在地	都道府県	
		市区町村	長崎県	
		町名・番地	佐世保市	
		町名・番地	大和町 1 5 番地	
		建物名	佐世保中央病院5階	
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3)	設立認可年月日	昭和26年8月28日	
	(4)	設立登記年月日	昭和26年9月10日	
	(5)	理事長の氏名	姓	富永
			名	雅也
	役員及び評議員の人数	29名（理事12名・監事2名・評議員15名）		理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
	(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
	(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
	(2)	附帯業務	記載はこちら	
	(3)	収益業務	記載はこちら	
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
	(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	富永	雅也	理事長
理事	碓	秀樹	副理事長
理事	渕野	泰秀	常務理事 白十字病院 管理者
理事	矢野	捷介	介護老人保健施設 リハビリサポートひうみ 管理者
理事	南	祐三	介護老人保健施設 長寿苑 管理者
理事	柴田	隆一郎	耀光リハビリテーション病院 管理者
理事	竹尾	剛	佐世保中央病院 管理者
理事	阪元	政三郎	白十字リハビリテーション病院 管理者
理事	重政	有	介護老人保健施設 サン 管理者
理事	原田	尚志	
理事	石原	寛	
理事	藤田	武徳	
監事	宗	博美	
監事	朝永	多加子	
評議員	太田	信子	医療を受ける者
評議員	川田	弘子	医療を受ける者
評議員	古賀	ゆかり	医療を受ける者
評議員	小林	紀子	医療従事者
評議員	貞方	儀次	医療を受ける者
評議員	田渕	善太郎	医療を受ける者
評議員	辻	宏成	医療を受ける者 評議員として特に必要と認められる者
評議員	堤	朗	経営に関して識見を有する者 医療を受ける者
評議員	羽田野	和彦	医療従事者 経営に関して識見を有する者

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
評議員	廣瀬	美和子	医療従事者
評議員	持永	ヒデ子	医療を受ける者
評議員	浅田	學	医療を受ける者
評議員	井上	哲朗	医療を受ける者
評議員	三丸	政信	医療を受ける者
評議員	仲島	茂	医療を受ける者

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1 : 2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務											
(開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	佐世保中央病院		4210226249	長崎県佐世保市大和町15番地	312	0	0	0	0	0	0
病院	耀光リハビリテーション病院		4210210243	長崎県佐世保市山手町855番地1	222	108	0	0	0	0	0
病院	白十字病院		4011025436	福岡県福岡市西区石丸4丁目3番1号	282	0	0	0	0	0	0
病院	白十字リハビリテーション病院		4011119817	福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号	160	0	0	0	0	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	長寿苑		4250280007	長崎県佐世保市日宇町2835番地	70	0
介護老人保健施設	サン		4250280049	長崎県佐世保市大和町30番地	100	60
介護老人保健施設	リハビリサポートひうみ		4250280114	長崎県佐世保市ひうみ町1879番地31	100	80

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
佐世保市日宇地域包括支援センター	佐世保市委託事業	長崎県佐世保市日宇町708番地	
白十字会ヘルパーステーション		長崎県佐世保市日宇町2835番地	
白十字会24時間対応ヘルパーステーション		長崎県佐世保市日宇町2835番地	
白十字会訪問入浴ステーション		長崎県佐世保市戸尾町4番5号	
長寿苑訪問リハビリテーション		長崎県佐世保市日宇町2835番地	
サン訪問リハビリテーション		長崎県佐世保市大和町30番地	
白十字リハビリテーション病院		福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号	
白十字会訪問看護ステーション		長崎県佐世保市大和町30番地	
訪問看護ステーション白十字		福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号	
ドリームケア矢峰		長崎県佐世保市矢峰町153番地	
ドリームケアハウステンボス町		長崎県佐世保市ハウステンボス町4番52号	
ドリームケア大和		長崎県佐世保市大和町850番地4	
ドリームケア黒髪		長崎県佐世保市黒髪町3804番地3	
ドリームケア戸尾		長崎県佐世保市戸尾町4番5号	
ドリームケア花高		長崎県佐世保市花高4丁目2番5号	
ドリームケア石丸		福岡県福岡市西区石丸3丁目7番31号	
ドリームケア有福		長崎県佐世保市有福町4188番地24	
ドリームケア須田尾		長崎県佐世保市須田尾町304番地2	
ドリームケア大野		長崎県佐世保市矢峰153番地	
白十字会ケアプランセンター佐世保		長崎県佐世保市大和町30番地	
白十字会ケアプランセンター福岡		福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号	
白十字会ケアプランセンター矢峰		長崎県佐世保市矢峰町153番地	

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
白十字会ケアプランセンター燿光		長崎県佐世保市山手町855番地1	
白十字会ケアプランセンターひうみ		長崎県佐世保市ひうみ町1879番地31	
ドリームステイひかり		長崎県佐世保市戸尾町4番5号	
ドリームステイサンガーデン		長崎県佐世保市大和町30番地	
ドリームステイサンガーデン大塔		長崎県佐世保市大塔町1703番地	
ドリームステイのぞみ		長崎県佐世保市大和町30番地	
ドリームステイサンライズ		長崎県佐世保市大和町30番地	
ドリームステイはばたき		福岡県福岡市西区石丸3丁目7番31号	
看護小規模多機能ホーム ずっと一緒に		福岡県福岡市西区石丸3丁目3番3号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考
不動産賃貸業	長崎県佐世保市大和町15番地	
不動産賃貸業	長崎県佐世保市戸尾町4番5号	

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年6月27日	任期满了に伴う役員選任及び役員新任の件
令和6年6月27日	2023年度（第72期）事業報告及び決算案承認の件
令和6年10月31日	事業用土地購入（案）の件
令和7年1月30日	役員規程変更に伴う「寄附行為」変更の件
令和7年1月30日	福岡地区定期巡回随時対応型訪問介護事業の廃止ならびに短期入所生活介護事業の新設に伴う「寄附行為」変更の件
令和7年1月30日	役員人事の件
令和7年3月27日	2025年度（第74期）予算案・事業計画案ならびに第8期中期経営計画案の件
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和6年6月1日	介護老人保健施設リハビリサポートひうみ 開設
令和6年6月1日	白十字会ケアプランセンターひうみ 開設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
令和6年4月1日	【佐世保中央病院】外来放射線照射診療料、
令和6年4月1日	【白十字病院】酸素の購入単価、報告書管理体制加算
令和6年4月1日	【白十字リハビリテーション病院】酸素の購入単価、心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）、排尿自立支援加算
令和6年5月1日	【白十字病院】腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
令和6年6月1日	【佐世保中央病院】外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、精巣温存手術、緊急穿頭血腫除去術、歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
令和6年6月1日	【佐世保中央病院】急性期看護補助体制加算、診療録管理体制加算 1、歯科外来診療医療安全対策加算 1、歯科外来診療感染対策加算 1
令和6年6月1日	【耀光リハビリテーション病院】入院ベースアップ評価料 4 1、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、回復期リハビリテーション病棟入院料 2、入退院支援加算
令和6年6月1日	【白十字病院】入院ベースアップ評価料 6 0、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
令和6年6月1日	【白十字病院】外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算、慢性腎臓病透析予防指導管理料、急性期看護補助体制加算
令和6年6月1日	【白十字リハビリテーション病院】入院ベースアップ評価料 4 5、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、認知症ケア加算
令和6年7月1日	【佐世保中央病院】外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
令和6年7月1日	【白十字病院】精神疾患診療体制加算、術後疼痛管理チーム加算、診療録管理体制加算 1
令和6年8月1日	【白十字病院】病棟薬剤業務実施加算 1、歯科外来診療感染対策加算 1、歯科外来診療感染対策加算 2、歯科外来診療医療安全対策加算 1
令和6年9月1日	【佐世保中央病院】腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
令和6年9月1日	【佐世保中央病院】腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））、腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
令和6年9月1日	摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2、救急患者連携搬送料、栄養サポートチーム加算、医療 D X 推進体制整備加算
令和6年9月1日	【耀光リハビリテーション病院】療養病棟入院基本料
令和6年9月1日	【白十字病院】周術期薬剤管理加算
令和6年10月1日	【佐世保中央病院】外来腫瘍化学療法診療料 1、地域包括ケア病棟入院料 2 及び地域包括ケア入院医療管理料 2、入退院支援加算、感染対策向上加算 1、一般病棟入院基本料
令和6年10月1日	【白十字病院】地域包括ケア病棟入院料 2 及び地域包括ケア入院医療管理料 2、特定集中治療室管理料 5、入退院支援加算、一般病棟入院基本料、
令和6年10月1日	【白十字リハビリテーション病院】地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1、回復期リハビリテーション病棟入院料 1、入退院支援加算
令和6年11月1日	【白十字病院】後発医薬品使用体制加算 1
令和6年12月1日	【白十字病院】腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、感染対策向上加算 1
令和7年1月1日	【佐世保中央病院】入院ベースアップ評価料 6 3、看護職員処遇改善評価料 5 1
令和7年2月1日	【白十字病院】画像診断管理加算 2、神経学的検査、病棟薬剤業務実施加算 2
注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
令和6年4月30日	【白十字病院】池田式スーパーマイクロ前嚢鑑子、超音波診断装置一式(ダヴィンチ周辺機器)、気腹装置一式エアシール(ダヴィンチ周辺機)、液晶モニター一式(ダヴィンチ周辺機器)
令和6年4月30日	【白十字病院】システム流し台一式(ダヴィンチ周辺機器)、ジェットウォッシャー一式(ダヴィンチ周辺機器)
令和6年6月30日	【佐世保中央病院】電動油圧式診察台（眼科）、手術支援ロボット ダヴィンチ一式
令和6年6月30日	【白十字病院】ダヴィンチ Xiアクセサリートレー、手術支援ロボット ダヴィンチ一式
令和6年7月31日	【白十字リハビリテーション病院】磁気刺激装置パスリーダー（アーム付カートセット）
令和6年8月31日	【佐世保中央病院】ダヴィンチ E-200ジェネレーター
令和6年8月31日	【サン(燦)】大型吸引器（TAFサイロン）
令和6年12月31日	【白十字病院】体外衝撃波結石破碎装置
注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町 1 5 番地

※医療法人整理番号 一般0008

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	9,473,491	I 流動負債	5,867,110
現金及び預金	4,836,989	買掛金	1,494,723
事業未収金	4,328,991	短期借入金	1,800,000
たな卸資産	271,930	1年内返済予定の長期借入金	718,646
その他の流動資産	39,749	未払費用	1,010,702
貸倒引当金	-4,168	未払法人税等	142
前払費用		未払消費税等	783
その他の流動資産		預り金	137,912
		賞与引当金	704,202
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	24,652,217	II 固定負債	12,693,575
1 有形固定資産	22,787,894	長期未払金	9,378
建物	14,341,122	長期借入金	12,534,847
構築物	372,988	役員退職慰労引当金	70,080
医療用器械備品	571,793	その他の固定負債	79,270
その他の器械備品	156,179	その他の固定負債	
車両及び船舶	8,644		
土地	7,034,492		
建設仮勘定	302,676		
その他の有形固定資産			
		負債合計	18,560,685
		純資産の部	
2 無形固定資産	184,009	科目	金額
借地権	141,379	I 基金	0
ソフトウェア	38,197	II 積立金	15,565,023
その他の無形固定資産	4,433	設立等積立金	3,711,500
3 その他の資産	1,680,314	固定資産圧縮積立金	325,588
有価証券	173,460	繰越利益積立金	11,527,936
役員等長期貸付金	18,460		
保険積立金	8,761		
差入保証金	163,081		
繰延消費税等	367,157		
前払年金費用	856,046	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	93,349	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	15,565,023
資産合計	34,125,708	負債・純資産合計	34,125,708

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町 1 5 番地

医療法人整理番号	一般0008
----------	--------

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			25,019,128
2 事業費用			
(1) 事業費	25,104,721		
(2) 本部費	683,039		25,787,760
本来業務事業損失			768,632
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			2,164,794
2 事業費用			2,044,747
附帯業務事業利益			120,047
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			72,000
2 事業費用			475
収益業務事業利益			71,525
事業損失			577,060
II 事業外収益			
受取利息	2,995		
その他の事業外収益			2,995
III 事業外費用			
支払利息	101,387		
その他の事業外費用			101,387
経常損失			675,452
IV 特別利益			
固定資産売却益	548		
その他の特別利益	1,100		1,648
V 特別損失			
固定資産売却損	18,773		
その他の特別損失	123,813		142,586
税引前当期純損失			816,390
法人税・住民税及び事業税	142		
法人税等調整額			142
当期純損失			816,532

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人財団 白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	34,125,708 千円
2. 負 債 額	18,560,685 千円
3. 純 資 産 額	15,565,023 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,473,491
B 固 定 資 産	24,652,217
C 資 産 合 計 (A + B)	34,125,708
D 負 債 合 計	18,560,685
E 純 資 産 (C - D)	15,565,023

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。		
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式5

様式5

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	
-----------	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

2025年3月31日現在
氏名 富永 雅也

(1) 役員又はその近親者が株主総会の議決権の過半数を占めている法人

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
有限会社	トーコー	長崎県佐世保市高梨 町18-29		医療・介護用品等 の販売、レンタ ル	株式保有 普通株総 数に対する割合 富永 雅也 42% 富永 一子 42%	医療・介護用品 の購入	¥87,180,231		7,281,300

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
相見積りに基づき決定

(2) 役員及びその近親者（配偶者又は二等親内の親族）

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	富永 一子	無	母	土地借用	地代 8,4000,000 保証金 150,000,000	賃借	地代 8,4000,000 保証金150,000,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

第三者価格に基づき決定

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人財団白十字会
理事長 富永 雅也 様

私たちは、社会医療法人財団白十字会の 2024 年度会計年度（2024 年 1 月から 2025 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

2025 年 6 月 10 日
社会医療法人財団白十字会
監事 宗 博美
監事 朝長 多加子

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産：最終仕入原価法

有価証券：満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
時価のないその他有価証券…移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法（ただし、1998年4月以降取得建物及び2016年4月以降取得建物附属設備及び構築物は定額法）

無形固定資産：定額法

3 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上

賞与引当金：支給見込額の当期負担分を計上

役員退職慰労引当金：役員退職慰労金規則に基づき、常勤役員の期末退職慰労金に相当する金額を計上

退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、直近の年金財政計算上の年金数理債務から年金資産の時価を控除した金額を計上
ただし、当期末では、年金資産が超過する状態のため前払年金費用として計上

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜き方式

資産にかかる控除対象外消費税等は、繰延消費税等を含めて計上し、5年で償却し、償却費用は事業費用に含めている。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金の会計処理

補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益計上している。ただし、固定資産を購入する目的で受け取った補助金のうち、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、圧縮積立金を計上し、償却の都度取崩す方法を採用している。

前々会計年度末の負債総額が、200億円未満であることから、所有権移転外ファイナンスリース取引については貸借処理を行い、退職給付債務については直近の年金財政計算上の数理債務とする簡便的な方法を採用している。

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額（千円）	未経過リース料（千円）
医療用器械備品	1,697,366	917,130
車両及び船舶	5,117	2,516
ソフトウェア	311,204	50,480
その他の器械備品	1,686,335	921,524
計	3,700,022	1,891,650

満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

内 訳	帳簿価額（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
公社債	155,000	152,350	△ 2,650

6 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

建物	14,332,956 千円
土地	6,649,635 千円
計	<u>20,982,591 千円</u>

対応する債務

短期借入金	1,600,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	718,646 千円
長期借入金	<u>12,534,847 千円</u>
計	<u>14,853,493 千円</u>

7 有形固定資産の減価償却累計額 17,121,215 千円

8 収益業務に関する資産及び負債

建物	12,687 千円
未払消費税等	2,955 千円

9 収益業務からの繰入金の状況

繰入純額期首残高	208,234 千円
当期繰入額（△元入額）	<u>67,755 千円</u>
繰入純額期末残高	<u>275,989 千円</u>

様式第四号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号 一般0008

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	積立金				純資産合計
	設立等積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
2024年4月1日 残高	3, 711, 500	370, 643	12, 299, 413	16, 381, 555	16, 381, 555
【会計年度中の変動額】					
当期純損失			△ 816, 532	△ 816, 532	△ 816, 532
固定資産圧縮積立金の取崩し		△ 45, 055	45, 055	-	-
会計年度中の変動額合計	-	△ 45, 055	△ 771, 477	△ 816, 532	△ 816, 532
2025年3月31日 残高	3, 711, 500	325, 588	11, 527, 936	15, 565, 023	15, 565, 023

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名	社会医療法人財団 白十字会
所在地	長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

有 形 固 定 資 産 等 明 細 表

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額	差引当期末残高
(千円)		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
有形 固定 資産	建物	27,005,797	1,343,868	482,641	27,867,024	13,525,903	814,218	14,341,122
	構築物	1,265,473	22,353	7,284	1,280,542	907,553	48,328	372,988
	医療用機械備品	1,982,412	573,199	98,318	2,457,293	1,885,500	299,162	571,793
	その他機械備品	801,400	83,606	21,515	863,490	707,312	54,487	156,179
	車輛及び船舶	103,021	7,315	6,745	103,592	94,948	5,966	8,644
	土地	7,034,492	-	-	7,034,492	-	-	7,034,492
	建設仮勘定	856,250	872,191	1,425,765	302,676	-	-	302,676
	計	39,048,845	2,902,532	2,042,268	39,909,108	17,121,215	1,222,161	22,787,893
無形 固定 資産	借地権	141,379	-	-	141,379	-	-	141,379
	ソフトウェア	36,352	18,885	17,039	38,197	-	-	38,197
	その他の無形固定資産	4,687	646	900	4,433	-	-	4,433
	計	182,418	19,531	17,939	184,010	-	-	184,009
その 他 の 資 産	有価証券	118,460	55,000	-	173,460	-	-	173,460
	役員員等長期貸付金	15,020	6,860	3,420	18,460	-	-	18,460
	保険積立金	168,942	6,777	166,958	8,761	-	-	8,761
	差入保証金	163,563	53	535	163,081	-	-	163,081
	繰延消費税等	394,933	193,817	221,593	367,157	-	-	367,157
	前払年金費用	991,584	-	135,538	856,046	-	-	856,046
	その他固定資産	84,773	34,815	26,239	93,349	-	-	93,349
	計	1,937,275	297,322	554,283	1,680,314	-	-	1,680,314

(注) 建物の当期増加の主な内容は、リハビリホートひうみの竣工1,243,301千円によるものです。
 建設仮勘定の当期増加の主な内容は、佐世保中央病院手術室改装工事費293,040千円です。
 医療用機械備品の当期増加の主な内容は、佐世保中央病院及び白十字病院のダビンチ導入費487,000千円によるものです。

様式第六号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,171	1,529	3,533	-	4,167
賞与引当金	639,704	704,202	639,704	-	704,202
役員退職慰労引当金	370,337	11,294	311,551	-	70,080

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,690,000	1,800,000	0.5	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	674,368	718,646	0.7	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	12,279,815	12,534,847	0.7	2048. 4. 10 ~
合 計	15,644,183	15,053,493	—	—

(注) 長期借入金返済予定額

科目	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
	709,284	671,136	671,136	671,136

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

有 価 証 券 明 細 表

【満期保有目的の債券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
2022年度 第2回福岡市公募公債(5年)	100,000	100,000
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ 第39回期限前償還条項付無担保社債	55,000	55,000
計	155,000	155,000

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
(株)長崎放送	20	10
(有)トーヨー	2,450	2,450
松浦鉄道(株)	10	500
オリエンタルエアブリッジ(株)	20,000	10,000
(株)FMさせぼ	10	500
トータルケアシステム	100	5,000
計	22,590	18,460

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	4,459,501	1,473	4,460,973	23,053	-	4,484,027
給与費	14,378,793	483,103	14,861,895	1,564,417	-	16,426,312
委託費	1,371,070	74,372	1,445,441	114,334	-	1,559,776
経費	4,895,358	124,092	5,019,450	342,943	476	5,362,869
計	25,104,721	683,039	25,787,760	2,044,747	476	27,832,983

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 2 日

社会医療法人財団 白十字会

理事会 御中

御堂筋監査法人
大阪府豊中市
指定社員
業務執行社員

公認会計士

田中久美子



監査意見

当監査法人は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人財団白十字会の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 73 期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人番号

貸 借 対 照 表
(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	9,473,491	I 流 動 負 債	5,867,110
現金及び預金	4,836,989	買 掛 金	1,494,723
事業未収金	4,328,991	短 期 借 入 金	1,800,000
たな卸資産	271,930	1年内返済予定の長期借入金	718,646
その他の流動資産	39,749	未 払 費 用	1,010,702
貸倒引当金	△ 4,168	未 払 法 人 税 等	142
		未 払 消 費 税 等	783
II 固 定 資 産	24,652,217	預 り 金	137,912
1 有 形 固 定 資 産	22,787,893	賞 与 引 当 金	704,202
建 物	14,341,122		
構 築 物	372,988	II 固 定 負 債	12,693,575
医療用器械備品	571,793	長 期 未 払 金	9,378
その他の器械備品	156,179	長 期 借 入 金	12,534,847
車両及び船舶	8,644	役員退職慰労引当金	70,080
土 地	7,034,492	その他の固定負債	79,270
建設仮勘定	302,676		
2 無 形 固 定 資 産	184,009		
借 地 権	141,379	負 債 合 計	18,560,685
ソフトウェア	38,197		
その他無形固定資産	4,433	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	1,680,314	科 目	金 額
有 価 証 券	173,460	I 積 立 金	15,565,023
役職員等長期貸付金	18,460	設 立 等 積 立 金	3,711,500
保 険 積 立 金	8,761	固定資産圧縮積立金	325,588
差 入 保 証 金	163,081	繰越利益積立金	11,527,936
繰延消費税等	367,157		
前払年金費用	856,046	純 資 産 合 計	15,565,023
その他の固定資産	93,349		
資 産 合 計	34,125,708	負債・純資産合計	34,125,708

様式第二号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人番号

損 益 計 算 書
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		25,019,128
2 事業費用		
(1)事業費	25,104,721	
(2)本部費	683,039	25,787,760
本来業務事業損失		△ 768,632
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		2,164,794
2 事業費用		2,044,747
附帯業務事業利益		120,047
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		72,000
2 事業費用		476
収益業務事業利益		71,524
事業損失		△ 577,060
II 事業外収益		
受取利息	2,995	2,995
III 事業外費用		
支払利息	101,387	101,387
經常損失		△ 675,452
IV 特別利益		
補助金	1,100	
固定資産売却益	548	1,648
V 特別損失		
固定資産除却損	18,773	
固定資産解体撤去費	123,814	142,587
税引前当期純損失		△ 816,390
法人税・住民税及び事業税		142
当期純損失		△ 816,532

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産：最終仕入原価法

有価証券：満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
時価のないその他有価証券…移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法（ただし、1998年4月以降取得建物及び2016年4月以降取得建物附属設備及び構築物は定額法）

無形固定資産：定額法

3 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上

賞与引当金：支給見込額の当期負担分を計上

役員退職慰労引当金：役員退職慰労金規則に基づき、常勤役員の期末退職慰労金に相当する金額を計上

退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、直近の年金財政計算上の年金数理債務から年金資産の時価を控除した金額を計上
ただし、当期末では、年金資産が超過する状態のため前払年金費用として計上

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜き方式

資産にかかる控除対象外消費税等は、繰延消費税等を含めて計上し、5年で償却し、償却費用は事業費用に含めている。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金の会計処理

補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益計上している。ただし、固定資産を購入する目的で受け取った補助金のうち、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、圧縮積立金を計上し、償却の都度取崩す方法を採用している。

前々会計年度末の負債総額が、200億円未満であることから、所有権移転外ファイナンスリース取引については賃貸借処理を行い、退職給付債務については直近の年金財政計算上の数理債務とする簡便的な方法を採用している。

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額（千円）	未経過リース料（千円）
医療用器械備品	1,697,366	917,130
車両及び船舶	5,117	2,516
ソフトウェア	311,204	50,480
その他の器械備品	1,686,335	921,524
計	3,700,022	1,891,650

満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

内 訳	帳簿価額（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
公社債	155,000	152,350	△ 2,650

6 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

建物 14,332,956 千円

土地 6,649,635 千円

計 20,982,591 千円

対応する債務

短期借入金 1,600,000 千円

1年内返済予定の長期借入金 718,646 千円

長期借入金 12,534,847 千円

計 14,853,493 千円

7 有形固定資産の減価償却累計額

17,121,215 千円

8 収益業務に関する資産及び負債

建物 12,687 千円

未払消費税等 2,955 千円

9 収益業務からの繰入金の状況

繰入純額期首残高 208,234 千円

当期繰入額（△元入額） 67,755 千円

繰入純額期末残高 275,989 千円

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保地大和町15番地

※医療法人番号

財 産 目 録

(2025年3月31日現在)

1. 資	産	額	34,125,708 千円
2. 負	債	額	18,560,685 千円
3. 純	資 産	額	15,565,023 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,473,491
B 固 定 資 産	24,652,217
C 資 産 合 計 (A + B)	34,125,708
D 負 債 合 計	18,560,685
E 純 資 産 (C - D)	15,565,023

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

別 添 2－2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)
令和 7年 6月30日

長崎県知事 大石 賢吾 様

主たる事務所の所在地
長崎県佐世保市大和町15番地
社会医療法人財団白十字会
理事長 碓 秀樹

決 算 届

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
佐世保中央病院	長崎県佐世保市大和町15番地	救急医療
白十字病院	福岡県福岡市西区石丸4丁目3番1号	救急医療

注1)「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

注2)「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。
○救急医療(精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)
○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療
○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☒	決算届	—	○	
☒	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）				
☐	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐	添付書類1－1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
☐	添付書類1－2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類1－3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
☐	添付書類2（災害医療） 添付書類1－1（救急医療）又は1－2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1－1（救急医療）又は1－2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類4－1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
☐	添付書類4－2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類4－3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
☐	添付書類4－4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
☐	添付書類4－5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
☐	添付書類5（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類6（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
☐	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
☐	書類付表 1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
☐	書類付表 2（経理等に関する明細表）	○	○	
☐	書類付表 3（保有する資産の明細表）	○	○	※
☐	添付書類 8（公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注）（1）該当する書類にチェックをすること。
- （2）備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
- （3）申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （4）閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（（3）を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款（寄附行為）変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会及び評議員会の議事録
（医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合）
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

- 注）（1）新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
- （2）該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
（基本書類）
☐ 事業報告書
☐ 財産目録
☐ 貸借対照表
☐ 損益計算書
☐ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐ 監事の監査報告書
☐ 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。））
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
（医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合）
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ 附属明細表

☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住 所：

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	
施設 _の 所在地	
管 轄保健所名	

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☐ 診察室（発熱） ☐ 専用病床（ 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床） の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☐ 個室病室 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☐ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☐ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☐ 個人防護具 ☐ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☐ 食料 ☐ 飲料水 ☐ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☐ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要 ・ 施設整備計画 (○年○月完成予定) ・ 設備整備計画 (○年○月整備予定)
--

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員																	
内特殊関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合 計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

（１）「（１）総括表」には、該当する業務の区分（複数の基準に該当する場合はその全て）及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

（２）「（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造２階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

（３）「（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、（１）総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内ＰＨＳで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

（１）直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

（２）特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会

申請者名： 理事長 富永 雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	佐世保中央病院
病院の所在地	長崎県佐世保市大和町 15 番地
管轄保健所名	佐世保市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	4,873 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	－ 件
合 計		4,873 件
3 会計年度平均		1,624 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 5 年 2 月から令和 6 年 3 月までの月数 (A)		14 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの月数 (B)		12 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	2,933 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数 (※)	⑥	0 日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×2÷3）	1,955 件
---	---------

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通 算 日 数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

※⑤の計算式：（A）1,763＋（B）1,920－750＝2,933

（A）：令和5年2月～令和6年3月までの14カ月

（B）：令和6年4月～令和7年3月までの12カ月

※⑥の計算式：2,933－0×2÷3＝1,955

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,434 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,434 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,519 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,519 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,920 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,920 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	4,873 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住 所：

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	
施設の所在地	
管 轄保健所名	

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☐ 診察室（発熱） ☐ 専用病床（ 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床） の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☐ 個室病室 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☐ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☐ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☐ 個人防護具 ☐ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☐ 食料 ☐ 飲料水 ☐ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタグ ☐ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要 ・ 施設整備計画 (○年○月完成予定) ・ 設備整備計画 (○年○月整備予定)
--

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員																	
内特殊関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合 計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

（１）「（１）総括表」には、該当する業務の区分（複数の基準に該当する場合はその全て）及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

（２）「（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造２階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

（３）「（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、（１）総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内ＰＨＳで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

（１）直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

（２）特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☐ 診察室（発熱） ☐ 専用病床（ 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床） の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☐ 個室病室 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☐ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☐ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☐ 個人防護具 ☐ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☐ 食料 ☐ 飲料水 ☐ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタグ ☐ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要 ・ 施設整備計画 (○年○月完成予定) ・ 設備整備計画 (○年○月整備予定)
--

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員																	
内特殊関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合 計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

（１）「（１）総括表」には、該当する業務の区分（複数の基準に該当する場合はその全て）及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

（２）「（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造２階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

（３）「（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、（１）総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内ＰＨＳで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

（１）直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

（２）特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☐ 診察室（発熱） ☐ 専用病床（ 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床） の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☐ 個室病室 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☐ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☐ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☐ 個人防護具 ☐ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☐ 食料 ☐ 飲料水 ☐ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタグ ☐ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要 ・ 施設整備計画 (○年○月完成予定) ・ 設備整備計画 (○年○月整備予定)
--

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員																	
内特殊関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15 時現在）		夜間（3 時現在）		休日（15 時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合 計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

（１）「（１）総括表」には、該当する業務の区分（複数の基準に該当する場合はその全て）及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

（２）「（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造２階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

（３）「（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、（１）総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内ＰＨＳで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

（１）直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

（２）特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____

住 所：

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☐ 診察室（発熱） ☐ 専用病床（ 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床） の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☐ 個室病室 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☐ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☐ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☐ 個人防護具 ☐ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☐ 食料 ☐ 飲料水 ☐ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタグ ☐ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要 ・ 施設整備計画 (○年○月完成予定) ・ 設備整備計画 (○年○月整備予定)
--

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員																	
内特殊関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合 計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

（１）「（１）総括表」には、該当する業務の区分（複数の基準に該当する場合はその全て）及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

（２）「（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造２階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

（３）「（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、（１）総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内ＰＨＳで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

（１）直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

（２）特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会

申請者名： 理事長 富永 雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	佐世保中央病院
病院の所在地	長崎県佐世保市大和町 15 番地
管轄保健所名	佐世保市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	4,873 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	－ 件
合 計		4,873 件
3 会計年度平均		1,624 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 5 年 2 月から令和 6 年 3 月までの月数 (A)		14 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの月数 (B)		12 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	2,933 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数 (※)	⑥	0 日

直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×２÷３）	1,955 件
---	---------

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日及び年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通 算 日 数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

※⑤の計算式：（Ａ）１，７６３＋（Ｂ）１，９２０－７５０＝２，９３３

（Ａ）：令和５年２月～令和６年３月までの１４カ月

（Ｂ）：令和６年４月～令和７年３月までの１２カ月

※⑥の計算式：２，９３３－０×２÷３＝１，９５５

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,434 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,434 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,519 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,519 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,920 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,920 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	4,873 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会

申請者名： 理事長 富永 雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	佐世保中央病院
病院の所在地	長崎県佐世保市大和町 15 番地
管轄保健所名	佐世保市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	4,873 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	－ 件
合 計		4,873 件
3 会計年度平均		1,624 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 5 年 2 月から令和 6 年 3 月までの月数 (A)		14 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの月数 (B)		12 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	2,933 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数 (※)	⑥	0 日

直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×２÷３）	1,955 件
---	---------

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日及び年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通 算 日 数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

※⑤の計算式：（Ａ）１，７６３＋（Ｂ）１，９２０－７５０＝２，９３３

（Ａ）：令和５年２月～令和６年３月までの１４カ月

（Ｂ）：令和６年４月～令和７年３月までの１２カ月

※⑥の計算式：２，９３３－０×２÷３＝１，９５５

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,434 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,434 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,519 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,519 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,920 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,920 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	4,873 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会
申請者名： 理事長 富永 雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	佐世保中央病院
病院の所在地	長崎県佐世保市大和町 15 番地
管轄保健所名	佐世保市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	4,873 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	－ 件
合 計		4,873 件
3 会計年度平均		1,624 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 5 年 2 月から令和 6 年 3 月までの月数 (A)		14 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの月数 (B)		12 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	2,933 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数 (※)	⑥	0 日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×2÷3）	1,955 件
---	---------

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通 算 日 数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

※⑤の計算式：（A）1,763＋（B）1,920－750＝2,933

（A）：令和5年2月～令和6年3月までの14カ月

（B）：令和6年4月～令和7年3月までの12カ月

※⑥の計算式：2,933－0×2÷3＝1,955

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,434 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,434 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,519 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,519 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,920 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,920 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	4,873 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。